

平成28年8月8日

『改正個人情報保護法Q&A』
～第4回 外国にある第三者への提供制限～

執筆者：渡邊 雅之

* 本ニュースレターに関するご相談などがありましたら、下記にご連絡ください。

弁護士法人三宅法律事務所

弁護士 渡邊 雅之

TEL 03-5288-1021

FAX 03-5288-1025

Email m-watanabe@miyake.gr.jp

平成29年中に施行される個人情報の保護に関する法律の改正法について連載してまいります。

平成28年8月2日には、政令の改正・施行規則のパブリックコメント案も公表されました（『「個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則（案）」に関する意見募集について』¹⁾）ので、その内容も踏まえて解説いたします。

1

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=240000022&Mode=0>

○用語

「個人情報保護法」

個人情報の保護に関する法律のこと。

「改正法」「保護法」「法」

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成 27 年 9 月 9 日法律第 65 号)に基づく改正後の個人情報保護法のこと。

「施行令案」

個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）に基づく改正後の同法施行令のこと。

「規則案」

施行後の個人情報の保護に関する法律施行規則（案）のこと。

「番号法」

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

「事業者ガイドライン」

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（本文及び（別添）特定個人情報に関する安全管理措置）

Q 個人情報取扱事業者が個人データを外国にある第三者に提供する場合には、新たにどのようなルールが設けられるのですか？

A 個人情報取扱事業者は、外国にある第三者に個人データを提供する場合には、法令に基づく場合等の保護法 23 条 1 項各号に掲げる場合を除くほか保護法 23 条（個人データの第三者提供の制限）は適用されず、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければなりません。

ただし、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にある外国として個人情報保護委員会規則で定める外国の第三者に提供する場合」又は「個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者に提供する場合」には、保護法 23 条が適用されることとなります。

【解説】

1 改正の背景

（1）現行の個人情報保護法における個人データの第三者への提供

現行の個人情報保護法では、個人情報取扱事業者は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで、本人以外の第三者に個人データを提供してはならないとされています（保護法 23 条 1 項）。

例外として、①法令に基づく場合等の保護法 23 条 1 項各号に該当する場合のほか、②オプトアウトの方法を利用する場合、③保護法 23 条 4 項（改正後は 5 項）各号に該当する場合（(i)個人データの取扱いの委託、(ii)合併等の事業の承継に伴って個人データが提供される場合、(iii)個人データを特定の者との間で一定の条件の下共同して利用する場合）には、本人の事前の同意がなくても個人データの第三者への提供が認められます。

個人情報取扱事業者による個人データの第三者提供においては、以上の保護法 23 条の規律が、「第三者」が日本国内の者か外国にある者かを問わずに適用されます。

（2）EUデータ保護指令

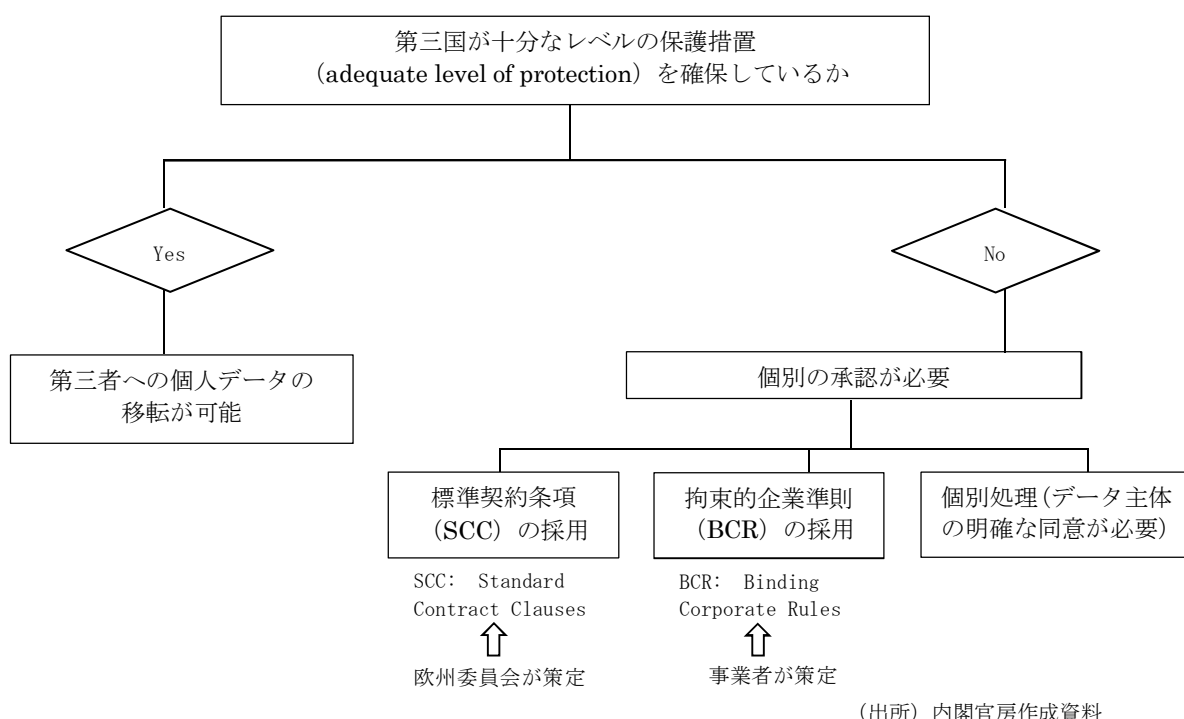
EUのデータ保護指令では、EU 域内から個人データを第三国に移転できる場合について、EUから見て十分なレベルの保護措置を確保している場合に限定しています（これを「十分性の認定」といいます）。

「十分性認定」の制度とは、EU域内から個人データを第三国に移転できる場合を当該第三国が十分な水準で個人情報の保護を確保するために必要な措置が取られている場合に限定しており、これまでに 11 の国と地域（スイス、カナダ、アルゼンチン、ガンジー島、マン島、ジャージ島、フェロー諸島、アンドラ、イスラエル、ウルグアイ、ニュージーラ

ンド) がEUから十分な水準の保護措置を確保している旨の認定を得ています。

EU 域内から「十分性の認定」が得られない国や地域に個人データを移転する場合は、①データ主体の明確な同意を取得するか、②事業者がEUの定める拘束的企業準則を策定するか、③欧州委員会が策定した標準契約条項を採用する必要があります。

日本は現在のところ、「十分性の認定」の申請をしておりませんが、日本政府は、EUから十分性の認定を得るために必要な要件の一つとして、「越境データ移転についての権限」について定める必要があると考えました。すなわち、上記のEUの「十分性の認定」と同様の枠組みを用意する必要があると考えたのです。



(3) 日本企業のグローバル化

日本企業の活動のグローバル化に伴い、海外に個人データの移転が増え、現行の個人情報保護法の規律では不十分となったことも今回の改正の背景です。

2 改正後の外国にある第三者への個人データの提供に関する規制

改正個人情報保護法においては、従前の「第三者提供の制限」（同法23条）に加えて、新たに「外国にある第三者への提供の制限」に関する規定（同法24条）を置いております。

個人情報保護に関する法律	個人情報保護に関する法律施行規則
<p>(外国にある第三者への提供の制限)</p> <p>第二十四条 個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）<u>（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）</u>にある第三者（個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この条において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第一項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。</p>	<p>(個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準)</p> <p>第十一条 法第二十四条の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第四章第一節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。</p> <p>二 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。</p>

(1) 保護法24条の規律

個人情報取扱事業者が、個人データを国内の第三者への提供をする場合には、従前どおり、保護法23条の規定が適用されます。

すなわち、②あらかじめ本人の同意がある場合、②法令に基づく場合等の保護法23条1項各号に該当する場合、③オプトアウトの方法を利用する場合、④保護法23条5項各号に該当する場合（(i)個人データの取扱いの委託、(ii)合併等の事業の承継に伴って個人データが提供される場合、(iii)個人データを特定の者との間で一定の条件の下共同して利用する場合）には、本人の事前の同意がなくても第三者への提供が認められます。

個人情報取扱事業者と同一法人の海外支店や駐在員事務所は「第三者」への提供には該

当しないので、保護法 23 条、24 条のいずれも適用されず、「利用目的」の範囲内であれば個人データを利用することが認められます。

これに対して、個人情報取扱事業者が、個人データを外国にある第三者に提供する場合には、保護法 23 条は適用されず、保護法 24 条の規定が適用されます。

保護法 24 条においては、個人情報取扱事業者は、外国にある第三者に個人データを提供するには、保護法 23 条 1 項各号に該当する場合を除き、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意がなければならないこととされています。

【外国にある第三者への提供が認められる場合】

- ①あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意がある場合
- ②保護法 23 条 1 項各号に該当する場合
 - (i) 法令に基づく場合
 - (ii) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (iii) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (iv) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

すなわち、外国にある第三者への個人データの提供の場合には、保護法 23 条において認められる以下の第三者提供の方法は原則として認められません。

【外国にある第三者への提供において原則として認められない個人データの提供方法】

- ① (外国にある第三者への提供が明確ではない単なる) 本人の事前の同意
- ② オプトアウトの方法を利用する場合 (保護法 23 条 2 項～4 項)
- ③ 保護法 23 条 5 項各号に該当する場合 (保護法 23 条 5 項)
 - (i) 個人データの取扱いの委託
 - (ii) 合併等の事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - (iii) 個人データを特定の者との間で一定の条件の下共同して利用する場合

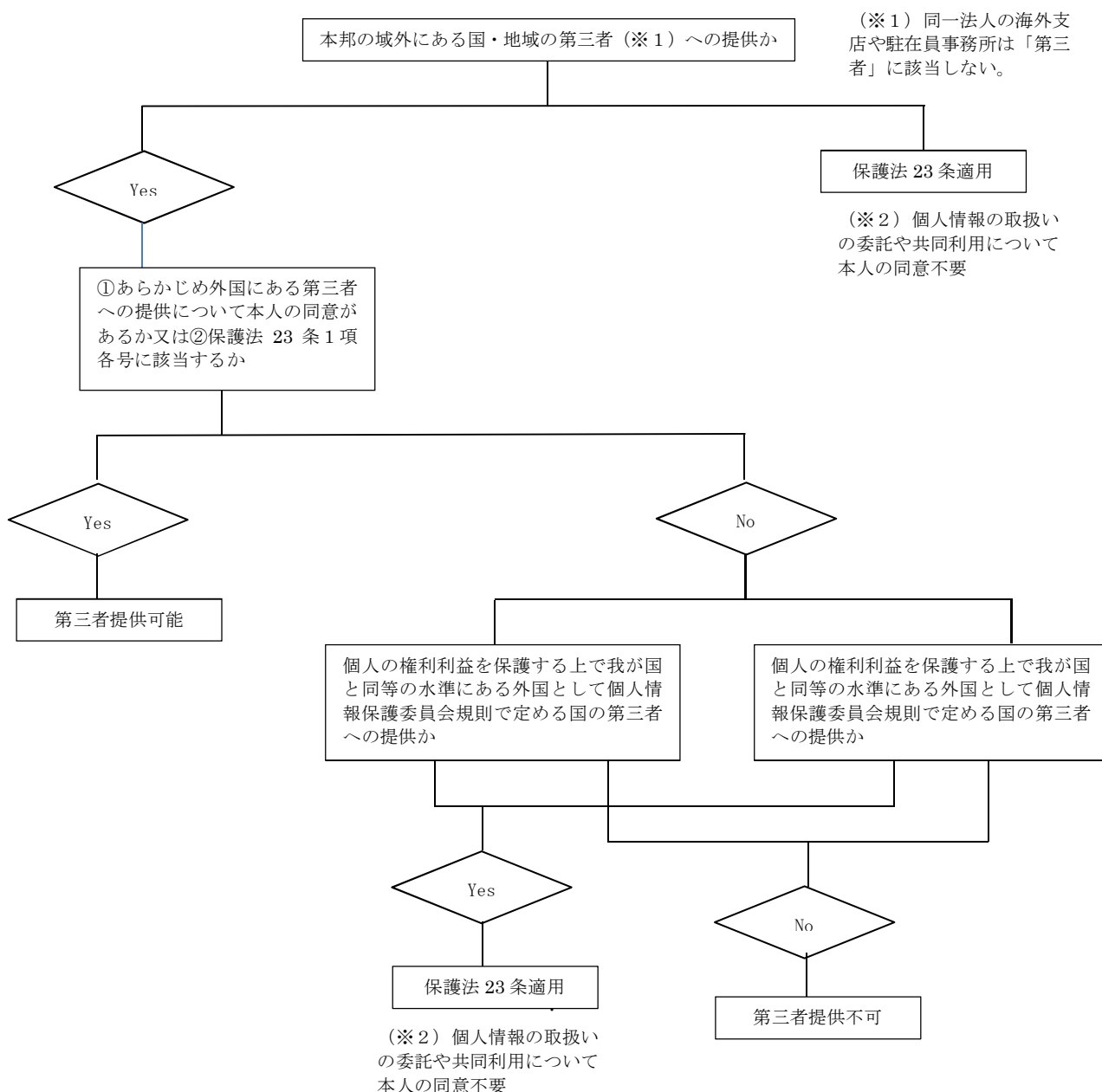
ただし、(ア)「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にある外国として個人情報保護委員会規則で定める国・地域」にある第三者への提供に該当する場合又は(イ)個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者への提供に該当する場合のいずれかに該当する場

合には、保護法 24 条ではなく、保護法 23 条の規律が適用され、①あらかじめ本人の同意がある場合（「外国にある第三者への提供を求める旨の本人の同意」ではない単なる「本人の同意」）、②保護法 23 条 1 項各号に該当する場合、③オプトアウトの方法を利用する場合（保護法 23 条 2 項～ 4 項）、④保護法 23 条 5 項各号に該当する場合にも個人データの第三者提供が認められます。

【保護法 23 条の規律の適用が認められる場合】

(ア)「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にある外国として個人情報保護委員会規則で定める国・地域」にある第三者への提供に該当する場合

(イ)個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者への提供に該当する場合



3 外国にある第三者

個人情報取扱事業者と同一法人の海外支店や駐在員事務所は「第三者」への提供には該当しないので、海外支店や駐在員事務所への個人データの提供は「外国にある第三者」への提供には該当しません。この場合は、保護法 23 条、24 条のいずれも適用されず、「利用目的」の範囲内であれば個人データを利用することが認められます。

これに対して、個人情報取扱事業者と同一グループの会社であっても、日本国外の国・地域にある会社（現地法人等）は「外国にある第三者」に該当し、保護法 24 条が適用されます。

判断が難しいのは、①他の日本国内の法人の海外支店・駐在員事務所や②外国法人の在日支店・駐在員事務所が「外国にある第三者」に該当するか否かです。

「他の日本国内の法人の海外支店・駐在員事務所」には、日本国内で同一法人が個人情報取扱事業者としての義務等を負い、海外支店・駐在員事務所も同じ義務等を負うことに鑑みれば、「外国にある第三者」には該当しないと考えられます（もっとも、この点についてはパブリックコメント等で確認をする必要があります。）。

「外国法人の在日支店・駐在員事務所」は、日本国内で個人情報取扱事業者としての義務を負うことになることから、「外国にある第三者」には該当しないと考えられます。

4 あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意がある場合

「あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意がある場合」は、個人情報取扱事業者は外国にある第三者に対して個人データを提供することができます。

保護法 23 条 1 項の「本人の同意」がある場合でも、「外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意」がなければ外国にある第三者には個人データを移転することはできません。

なお、改正法の施行日前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が改正後の保護法 24 条の規定による個人データの「外国にある第三者への提供を認める旨の同意」に相当するものであるときは、同条の同意があったものとみなされます（改正法附則 3 条）。個別具体的な事情には異なりますが、改正法の施行日前に「本人の同意」があった場合を、「外国にある第三者への提供を認める旨の同意」があった場合と解するのは困難でしょう。

5 保護法 23 条 1 項各号に該当する場合

保護法 23 条 1 項各号（下記）に該当する場合には、個人情報取扱事業者は外国にある第三者に対しても個人データの提供をすることができます。

(i) 法令に基づく場合（同項 1 号）

(ii) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得

ることが困難であるとき。(同項2号)

(iii) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。(同項3号)

(iv) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。(同項4号)

「法令に基づく場合」(保護法23条1項1号)の法令には、日本国内の「法令」しか含まれず、「外国の法令に基づく場合」はこれに該当しません。

外国の法令に基づき個人データを第三者提供しなければならない場合は、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき」(同項2号)など、保護法23条1項の他の号に該当しないか検討する必要があります。

「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合」(同項4号)の「国の機関」、「地方公共団体」及び「法令の定める事務」も日本国内の「国の機関」、「地方公共団体」及び「法令の定める事務」のことをいいます。

「外国の機関若しくは外国の地方公共団体又はその委託を受けた者が外国の法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合」は、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき」(同項2号)など、保護法23条1項の他の号に該当しないか検討する必要があります。

6 個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にある外国として個人情報保護委員会規則で定める国・地域にある第三者への提供する場合

「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にある外国として個人情報保護委員会規則で定める国・地域」にある第三者への提供に該当する場合には、従前どおり、保護法23条が適用されます。

すなわち、①あらかじめ本人の同意がある場合、②法令に基づく場合等の保護法23条1項各号に該当する場合、③オプトアウトの方法を利用する場合、④保護法23条5項各号に該当する場合((i)個人データの取扱いの委託、(ii)合併等の事業の承継に伴って個人データが提供される場合、(iii)個人データを特定の者との間で一定の条件の下共同して利用する場合)には、本人の事前の同意がなくても第三者への提供が認められます。

これはEUデータ保護指令の「充分性の認定」の枠組み(上記1(2))を参考に行っているものと考えられます。

どのような国・地域が「個人情報保護委員会規則で定める国・地域」として定められるか注目されましたが、規則案では「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準に

ある外国として個人情報保護委員会規則で定める国・地域」は定められていません。

したがって、この要件に該当する国・地域ということで、保護法 24 条ではなく保護法 23 条が提供される国・地域はないということになります。

これは、(a) どの国・地域が改正法による改正後の保護法と同等の水準にある外国か判断するのが困難であること、(b) わが国が勝手に保護法と同等の水準にあるか否か判断することは国際問題にもつながりかねないといった事情に鑑みたものと考えられます。

7 個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者への提供をする場合

上記 6 の「個人情報保護委員会規則で定める国・地域」については規則案で定められないため、①あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意がある場合又は②保護法 23 条 1 項各号に該当する場合のいずれにも該当しない場合に、個人データの第三者提供が認められるのは、「個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者への提供をする場合」に限られることとなります。

「個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者」として、規則案では、(ア) 個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、保護法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること、(イ) 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていることが定められました（規則案 11 条）。

この規定だけでは、どのような体制を整備すればよいか明らかではありませんが、個人情報保護ガイドラインでは以下のような体制が定められる予定です²。

委員会規則（案）	体制
個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第四章第一節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。	①提供元及び提供先（外国にある第三者）間の契約において、提供先が、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を講ずることが担保されていること。 ②提供元及び提供先（外国にある第三者）が同一の企業グループであり、当該グループの

² 「外国にある第三者が整備すべき体制と委員会規則（案）の対応表」
(http://www.ppc.go.jp/files/pdf/280729_siryoushi2-2.pdf)

	プライバシーポリシー等において、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を講ずることが担保されていること。
個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。	③外国にある第三者が、個人情報の取扱いに関する国際的な枠組みの基準に適合している旨の認証を受けていること（例えば、アジア太平洋経済協力（APEC）の越境プライバシールール（CBPR）システム）

上記①の「提供元及び提供先（外国にある第三者）間の契約において、提供先が、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を講ずることが担保されていること」については、伝え聞くとところによると、個人情報保護委員会は現行の実務への影響を与えないように配慮するようです。すなわち、業法のガイドラインや番号法の事業者ガイドラインの外部委託の要件に類似したものが求められる模様です。

【番号法の事業者ガイドラインの定める外部委託の要件】

○委託先の選定基準

委託先において、番号法に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認しなければならない。

①委託先の設備

②技術水準

③従業者に対する監督・教育の状況

④その他委託先の経営環境等

○委託契約に盛り込むべき事項

①秘密保持義務

②事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止

③特定個人情報の目的外利用の禁止

④再委託における条件

⑤漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任

⑥委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄

⑦従業者に対する監督・教育

⑧契約内容の遵守状況について報告を求める規定

⑨特定個人情報を取り扱う従業者の明確化

⑩委託者が委託先に対して実地の調査を行うことができる規定

8 実務上の影響

国内の事業者が、海外にサーバを置いている場合に影響が出てきくとされています（「一問一答 平成 27 年改正個人情報保護法」（商事法務）Q54（84 頁））。

上記 3 で説明したとおり、「外国にある第三者」とは、個人データの提供者と当該個人データの本人以外の者であって、外国に所在する者が該当し、法人の場合、個人データの提供者と別法人格を有するかどうかで第三者に該当するか判断します。

日本企業 X 社が海外の現地法人 Y 社や委託契約を締結している外国法人 Z に提供する場合、外国で法人格を取得しているため、日本企業 X 社にとって「外国にある第三者」に該当します。

日本企業 X 社から、同社の海外支店や駐在員事務所は、X 社と同じ法人格であるため、日本企業 X 社にとって「外国にある第三者」に該当しません。

これによれば、外国にサーバを設置している場合であっても、自社サーバであれば、「外国にある第三者」への提供に該当しませんが、他社サーバの場合は、「外国にある第三者」への提供に該当することになります。

他社サーバが「外国にある第三者」への提供に該当する場合は、保護法 24 条においては、保護法 23 条 5 項 1 号の「個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合」という個人データの提供が認められません。

また、データサーバの会社がそもそも、「個人データの取扱いを委託する場合」に該当するののかという疑問もあります。

「個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合」（保護法 22 条）は、個人データの入力・編集・出力等の情報処理を行うことを内容とする契約を締結して、当該処理を行わせることをいうと解されています（宇賀克也「個人情報保護法の逐条解説〔第 3 版〕」114 頁）。したがって、データセンターとの間で、個人データの入力・編集・出力等の情報処理を行うことが契約の内容とされていない限り、当該データセンターは個人情報保護法 22 条の定める委託先には該当しないものと解されます。

この点、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」等に関する Q&A では、「委託先が倉庫業、データセンター（ハウジング、ホスティング）等の事業者の場合で、預ける情報の中に個人データが含まれていることを当該事業者認識させることなく預けることがあります。この場合、当該事業者と契約を締結するときに、個人データの取扱いに関する条項を契約に盛り込む必要がありますか。」との質問に対し、「質問のケースにおいては、委託元が事前に当該個人データに安全管理措置を講じる（暗号化等の秘匿化等）ことになると考えますので、委託先との契約の中に個人データの取扱いに関する条項を盛り込む必要はありません。ただし、委託元は委託先を適切に選定する必要があります。」との回答がなされています。